

種子島税務署からのお知らせ

消費税のインボイス制度等説明会及び登録申請相談会について

令和5年10月1日から、インボイス制度が実施されます。

事業者の皆様には、インボイス制度について理解を深めていただき、インボイス制度の実施に向けて必要な準備を進めていただくため、インボイス制度等説明会を開催します。

また、登録申請手続きのサポートを実施する「登録申請相談会」も同時に開催しますので、是非ご参加ください。

インボイスを発行するためには、事前に登録申請が必要です。

○ 説明会及び相談会（参加費用無料）

開催日時		開催場所	定員	留意事項
月 日	時 間			
6月14日 (火)	14:00 ～15:30	西之表市西之表 16314 番地 6 種子島合同庁舎 2階共用第1・2会議室	10名	【要事前予約】 6月9日(木)17時まで

その場で登録申請！

個人事業者の方は、

①スマートフォン、②マイナンバーカード及び暗証番号、③利用者識別番号及び暗証番号が分かるものをご持参いただければ、その場でe-Taxによる登録申請ができます。

インボイス制度に関する詳しい情報は、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) 内の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

なお、インボイス制度及び軽減税率制度に関する一般的なご相談は、専用ダイヤル（電話 0120-205-553）で受け付けております。

- 事前予約制で開催しますので、参加を希望する方は、種子島税務署までご連絡ください。（定員に達し次第締め切りとさせていただきます。）
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮するため、会場内でのマスク着用をお願いします。今後新型コロナウイルス感染症等の急激な拡大等によっては、開催が中止となる場合もあります。

俺たちの種子島を支えるみんなの納税！



種子島税務署（電話 0997-22-0440）

※自動音声案内に従い、「2」を選択してください。

